

令和4年度第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

開催日時

令和5年2月3日（金曜日） 13時30分～14時45分

開催場所

船橋市役所9階第1会議室

出席者

（委員）

中原 美恵（専門分科会長）	東洋大学名誉教授
横山 洋子（専門分科会副会長）	千葉経済大学短期大学部教授
大塚 正久	船橋市青少年問題協議会委員
大沼 良子	和洋女子大学教授
児玉 亮	千葉県市川児童相談所船橋支所長
杉岡 喜幸	日本公認会計士協会千葉会会員
鈴木 章浩	船橋市障害福祉施設連絡協議会会長
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会長
長島 由和	船橋市社会福祉協議会常務理事
原野 弥生	船橋市PTA連合会監事
松本 歩美	船橋市医師会理事

（市職員）

健康福祉局長 大竹 陽一郎、子育て支援部長 杉森 裕子、
子ども政策課長 三輪 明、家庭福祉課長 大屋 武彦

※その他関係各課職員

（事務局）

子ども政策課 課長補佐 渡邊 浩史、主査（総務企画係長） 古川 公一、
主事 住田 勇樹

※その他子ども政策課職員

次第

1. 開会
2. 議題等
 - （1）会長及び副会長の選任について
 - （2）幼保連携型認定こども園・小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について
 - （3）船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）
3. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員 10人 傍聴者 1人

議事

1. 開会

○事務局（子ども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和4年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、子ども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

本日の審議は60分程度を予定しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間が短縮できますよう、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつかますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度、トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手上げ機能でお知らせください。会長の指名を受けましたら、手上げ機能を使っていれば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。初めに会場にいらっしゃいます委員を紹介させていただきます。

船橋市青少年問題協議会 委員 大塚 正久（おおつか まさひさ）様でございます。
千葉県市川児童相談所 船橋支所長 児玉 亮（こだま りょう）様でございます。
日本公認会計士協会千葉会 会員 杉岡 善幸（すぎおか よしゆき）様でございます。

東洋大学 名誉教授 中原 美恵（なかはら よしえ）様でございます。
船橋市社会福祉協議会 常務理事 長島 由和（ながしま よしかず）様でございます。

船橋市PTA連合会 監事 原野 弥生（はらの やよい）様でございます。

船橋市医師会 理事 松本 歩美（まつもと あゆみ）様でございます。

千葉経済大学短期大学部 教授 横山 洋子（よこやま ようこ）様でございます

続きまして、オンラインで参加されている委員をご紹介させていただきます。

画面右下になります、船橋市障害福祉施設連絡協議会 会長 鈴木 章浩（すずき あきひろ）様でございます。

右上になります、船橋市私立幼稚園連合会 会長 田中 善之（たなか よしゆき）

様でございます。

○事務局（子ども政策課長補佐）

また、
聖徳大学短期大学部 准教授 大野 地平（おおの ちへい）様、
船橋市民生児童委員協議会 会長 高橋 強（たかはし つよし）様、
船橋市小学校長会 委員 津野瀬 国光（つのせ くにみつ）様、
船橋市保育協議会 会長 松崎 総一（まつざき そういち）様、につきましては、
本日は所用により欠席のご連絡をいただいております。

また、和洋女子大学 教授 大沼 良子（おおぬま よしこ）様でございますが、オンライン参加の予定であります。現在オンライン接続が遅れているところでございます。

続きまして、市の職員を紹介させていただきます。

健康福祉局長の、大竹 陽一郎（おおたけ よういちろう）でございます。

○健康福祉局長

大竹でございます。皆様におかれましては、委員をお引き受け下さいまして誠にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（子ども政策課長補佐）

子育て支援部長の、杉森 裕子（すぎもり ゆうこ）でございます。

○子育て支援部長

杉森でございます。皆様におかれましてはいつも大変お世話になっております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（子ども政策課長補佐）

子ども政策課長の、三輪 明（みわ あきら）でございます。

○子ども政策課長

三輪と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（子ども政策課長補佐）

家庭福祉課長の、大屋 武彦（おおや たけひこ）でございます。

○家庭福祉課長

大屋でございます。私共の課は家庭児童相談室を所管しております。日頃皆さんに大

変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

○事務局（子ども政策課長補佐）

それでは事前にお送りさせていただきました資料のご確認をさせていただきます。お手元にありますでしょうか。

では順番に、まず、会場席次表、会議次第、配付資料の一覧、それから、資料の1、参考資料の1、資料の2、参考資料の2、の合計7点になりますが、不足はございませんでしょうか。

（「不足なし」の声あり）

本日の会議の進行などについての案内は、以上となります。

2. 議題等

○事務局（子ども政策課長補佐）

それでは、議事に入りますが、船橋市社会福祉審議会条例第5条の規定により、会長が議長を務めることとされておりますが、令和3年7月1日の委員の改選後、書面開催が続いたため、会長の互選を行えておりませんでした。つきましては、会長が決まるまでの間、健康福祉局長が仮議長として会議を進行することとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、大竹健康福祉局長、よろしくお願いいたします。

（1）会長及び副会長の選任について

○仮議長（健康福祉局長）

改めましてどうぞよろしくお願いいたします。会長が選任されるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、15名の委員のうち、10名の方々にご出席をいただいておりますことから、船橋市社会福祉審議会運営要綱 第4条第1項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は「公開」としております。傍聴者の定員につきましては、10名までとして、市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。

なお、本日は1名の方の傍聴がいらっしゃいます。それではここで傍聴者に入場していただきます。

（傍聴者入場）

傍聴者されます方は、受付の際にお渡し致しました傍聴に関する注意事項の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは本題に入ります。

一つ目の議題です。船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の会長につきましては、

船橋市社会福祉審議会運営要綱第3条第3項の規定によりまして、委員の互選により定めることとされております。

どなたかご推薦はございますでしょうか。

○事務局（子ども政策課主事）

事務局です。オンライン参加者の田中委員が手上げをしています。

○仮議長（健康福祉局長）

では、田中委員、マイクのミュートを解除いたしまして、発言をお願いいたします。

○田中委員

（音声の不具合）

○仮議長（健康福祉局長）

申し訳ございません、音声が乱れているようなので、もう一度ご発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

○田中委員

会長は中原委員にお願いしたいと思います。

中原委員は、本市の様々な審議会等の委員としてもご活躍され、児童福祉施策の推進にご尽力されておりますので、会長に適任だと思います。

○仮議長（健康福祉局長）

ただいま田中委員より会長に中原委員へのご推薦をいただきました。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。ありがとうございます。異議なしということでございますので、それでは中原委員に会長をお願いしたいと思います。

中原会長につきましては、あちらのちょうど真ん中でございますけれども、会長席にご移動をお願いいたします。

（会長 席移動）

それでは中原会長恐れ入りますが、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

○中原会長

今今ご推薦をいただきまして、会長ということで、これから進めさせていただきたいと思っております。こうして対面で会議をするのも久々でございますし、会長職として、今子ども子育て政策が大きな転換点を迎えるところで、児童福祉のこの委員会、分科会の役割も大変重要かというふうに認識しておりますので、改めて気を引き締めて務めさせて

いただきたいと思ひます。

また、市の担当事務局の方々ともコミュニケーションをとりながら、進めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。それでは以降の進行につきまして、中原会長にお願ひいたします。

○中原会長

続きまして、副会長職も今日皆さんで決めていきたいということでございますけれども、私からご提案させていただくという形でもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

では、副会長については、横山委員にお願ひしたいと思ひます。横山委員はこれまでも委員として一緒にやらせていただひいて、幼稚園や小学校教諭としてのご経験も豊かですし、先ほどのご挨拶も大変明るく仰ひていただひいて、子育てや子どもに関して様々な委員も担っておられて、本会議でも副会長を務めていただひいておりますので、引き続き一緒にやらせていただひきたいと思ひますが、横山委員いかがでしょうか。

○横山副会長

はい、承ります。

○中原会長

それでは横山委員、副会長お願ひしたいと思ひます。こちらにお願ひいたします。

（副会長 席移動）

よろしくお願ひいたします。一言ご挨拶をお願ひいたします。

○横山副会長

横山でございます。今ほど会長からご指名頂きましてありがとうございます。会長を支えつつ、そして船橋市の児童福祉に寄与できるように精一杯努めさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

（2）幼保連携型認定こども園・小規模保育事業 A 型の認可に係る意見聴取について

○中原会長

それでは、議題の 2 点目、幼保連携型認定こども園小規模事業 A 型の認可について。子ども政策課よりご説明をお願ひいたします。

○子ども政策課長

子ども政策課でございます。それでは幼保連携型認定こども園小規模事業 A 型の認可

にかかる意見聴取について、資料1に基づきご説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。令和5年4月1日に開設を予定している、幼保連携型認定こども園1施設、小規模保育事業所3事業所の開設計画について記載してございます。合計この4施設についてこの後、概要を説明させていただきます。

続いて2ページをご覧ください。こちらは船橋市全域における各施設の計画地の位置を示しております。東西南北中央の5つの行政ブロックを黒の実線で分けた図となっており、4施設の内訳は北部地域に小規模保育事業1事業所、幼保連携型認定こども園1園、東部地区に小規模保育事業1事業所、南部地区に小規模保育事業1事業所といった分布となっております。それでは資料にそって計画ごとに順に説明させていただきます。

はじめに3ページをご覧ください。(仮称)幼保連携型認定こども園木の実幼稚園についてでございます。設置者は学校法人木の実学園です。本計画は学校法人木の実学園が現在運営している木の実幼稚園の園舎をそのまま活用して認定こども園へ移行するものです。

「3 認可定員」ですが、現在の幼稚園と同様に年少から年長に相当する3歳から5歳児までを定員設置としております。全体で270名の定員とする計画となっております。幼保連携型認定こども園は幼稚園児に相当する教育標準時間認定の子どもの定員にかかる1号定員の他、保育の必要な子どもの定員にかかる2号定員の設定が必須となりますので、その内訳を示しております。2号定員である3～5歳児の各10名はこのあとご説明する小規模保育事業所、(仮称)プリスクール木の実の連携先として卒園児を受け入れる計画となっております。

続いて「4 開所時間」は、平日は午前7時半から午後6時半までの11時間、土曜日は午前7時から午後6時までの11時間を予定しております。木の実幼稚園ではこれまでも希望者に対して、午後6時までの長時間の預かり保育を行ってまいりました。今回、認定こども園の移行に合わせ、平日の開所時間を朝1時間早め、夕方30分延長とする計画としており、認定こども園への移行も円滑に行われるものと考えております。

「5 施設の状況」では当該計画における設備の有無や、適否について記載いたしております。まず表の右側、最低必要面積、備考欄の記載内容についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、ここで右上に参考資料1と書かれたA4一枚の紙の1ページをご覧ください。

こちらは、幼保連携型認定こども園の基準条例を抜粋したものになります。

表の中段「園舎及び園庭の面積」の欄をご覧ください。第7条第6項、第7条第7項それぞれの欄に学級数に応じた計算式を黒字で記載しております。

幼保連携型認定こども園については、保育園に由来する園児一人あたりの面積基準と、幼稚園に由来する学級数に応じた面積基準が合わさっている形となっているわけですが、幼稚園や保育所からの移行の場合には、移行の妨げにならないよう、それぞれ元となる施設に由来する基準を満たすことを前提にもう一方の施設に由来する基準については適用しないといった特例があり、表中では、幼稚園由来の場合は緑色、保育所由来の場合は黄色で表記しております。

まず、園舎の面積については、(1)と(2)の面積の合算した面積以上となりますけ

ども、(1)については、今回の計画は9学級ですので、2学級以上の計算式(320+100×・・・)という形で書かれております。これにより算出をいたします。

(2)については、今回の計画では満3歳未満児の定員設定をしておりませんので、適用されず、結果として(1)の面積を満たす必要があるということになります。

次に、園庭の面積につきましては、幼稚園からの移行のため、緑色で表記しております「幼稚園から移行する場合の特例」が適用されることとなり、カタカナのアの3学級以上の計算式(400+80×・・・)という形で書いてあります。これを満たせば良いということになります。

次に、表の一番下の段「園児1人あたりの必要面積」の欄の、赤字の市基準のところをご覧ください。こちら、幼稚園からの移行であることから、緑色の表記の特例により、2歳児以上の必要面積が適用されないこととなります。従いまして、0、1歳の必要面積のみが適用されるということになりますが、今回の計画では低年齢児の定員設定がないことから、これも結果として、この基準によらず、現在の幼稚園基準に基づく保育室の面積を適用するということになります。

それでは、資料の3ページ、「5 施設の状況」にお戻りください。

移行にあたり、施設の建替えや改修等はなく、幼稚園の園舎をそのまま利用する計画となっており、只今ご説明させていただきました基準により、園舎・園庭ともに学級数に応じた必要面積を満たす広さを有しております。

4ページをお開きください。

「8 職員の配置予定数」のうち、(2)施設長以外の職員の配置予定ですが、認可基準上、学級数や定員から算出した必要となる保育教諭の数は11人以上であります。計画では保育教諭を21名配置する予定で、既に概ね確保済みであることを確認しております。

続いて、少し飛びまして、10ページをご覧ください。

こちらの所在地は、坪井東4丁目、市の北部地域に位置し、東葉高速線 船橋日大前駅から南へ約500m、徒歩約7分の場所となっております。

以上が「(仮称) 幼保連携型認定こども園 木の実幼稚園」についての説明となります。

続きまして、7ページをご覧ください。「(仮称) プリスクール木の実」の計画概要についてご説明をさせていただきます。

運営事業者は、「社会福祉法人 木の実会」です。

「社会福祉法人 木の実会」は、近隣地で認可保育所「ナーサリー木の実」を設置・運営しております。なお、只今ご説明しました「(仮称) 幼保連携型認定こども園 木の実幼稚園」の設置法人「学校法人 木の実学園」の系列法人にあたります。

計画地であります坪井コミュニティは、1・2歳を中心に待機児童が多く出ており、定員拡大を図るため小規模保育事業の必要性は高いと考えております。

「3 認可定員」は、1歳8名、2歳10名の合計18名となっております。

「4 開所時間」ですが、平日は午前7時半から午後6時半までの11時間、土曜日は午前7時から午後6時までの11時間を予定しております。

続いて「5 事業所の状況」につきまして、表中に記載があります「最低必要面積・

備考」覧には、条例に定めのある面積基準により算出した面積を記載しております。表の中段、2歳以上児の屋外遊戯場については、先にご説明致しました「(仮称) 幼保連携型認定こども園 木の実幼稚園」の園庭を代替地として設定する計画でございます。園児の歩行速度で徒歩約2分という位置に位置しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

「8 職員」の項目のうち、(2)の施設長以外の職員の配置予定ですが、認可基準上、定員から算出した必要となる保育士数は4名であり、計画では保育士を6名配置する予定となっております。既に概ね確保済みであることを確認しております。また、保育士の項目の備考欄に「保育補助を含む」と記載をしておりますが、最新の状況では、配置予定となっている6人全員が有資格者であり、無資格者である保育補助はいないことを確認しております。

続いて、「9 連携施設の設定状況」についてです。小規模保育事業所については、集団保育の機会の設定等を行う「保育内容の支援」、職員の研修や欠員等の際に代わりに保育を提供する「代替保育の提供」、3歳以降の受入れを行う「卒園児の受入れ枠の設定」の3つの項目について、連携施設を設定することとなっております。

本計画では、それぞれの項目について、「木の実幼稚園」と、「ナーサリー木の実」と連携を行う計画となっております。「保育内容の支援」「代替保育の提供」については両施設と連携を、「卒園児の受け入れ」については木の実幼稚園と連携を行う予定です。

先ほどの、10ページの詳細図をご覧ください。

本計画地は、同じく坪井東4丁目、市の北部地域に位置しており、同じく船橋日大前駅から南に約500m、徒歩約6分の位置となっております。

赤丸が計画地、☆印の場所が連携施設となる認可保育所「ナーサリー木の実」を示しております。また資料上、☆印はついておりませんが、「幼保連携型認定こども園 木の実幼稚園」も連携施設となっております。

以上が「(仮称) プリスクール木の実」の説明となります。

続きまして、資料の11ページをご覧ください。

「(仮称) スクルドエンジェル保育園船橋日大前園」について、ご説明させていただきます。

運営事業者は、東京都に法人本部を置く「株式会社 きのふいる」です。

「株式会社 きのふいる」については、保育事業の運営実績がなく、本計画が初めての運営となります。

計画地が位置している東部 習志野台コミュニティについては、先ほど触れた坪井コミュニティと同様、1・2歳児を中心に待機児童が発生しており、必要性があると考えております。

「3 認可定員」は、0歳3名、1歳8名、2歳8名の合計19名となっております。

「4 開所時間」については、平日・土曜共に、午前7時から午後7時までの12時間を予定しております。

「5 事業所の状況」について、本計画では、園児の歩行速度で徒歩約6分程度の位置にあります「北習志野第6号公園」を屋外遊技場代替地として設定する計画となっております。

おります。

12ページをお開きください。

「8 職員」の項目のうち、(2)の施設長以外の職員の配置予定についてですが、認可基準上、必要となる保育士の数は5人であり、計画では保育士を8名配置する予定となっておりますが、既に概ね確保済みであることを確認しております。

続いて、「9 連携施設の設定状況」です。本計画では、それぞれの項目について認可保育所・幼稚園、幼保連携型認定こども園など、複数の施設を連携先として行う計画でございます。

まず、「保育内容の支援」についてですが、こちらは市内の認可保育所である「船橋くれよん保育園」、それから市内の幼保連携型認定こども園である「高根台文化こども園」、同じく市内の幼稚園でございます「習志野台幼稚園」と連携を行うこととなっております。

続きまして、「代替保育の提供」についてですが、こちらは株式会社スクルドアンドカンパニーが運営するスクルドエンジェル保育園の「幕張園」、「稲毛園」、「鎌ヶ谷大仏園」と連携を行うこととなっております。この後ご説明いたしますが、株式会社スクルドアンドカンパニーは、本運営事業者がフランチャイズ契約を締結する相手方でございます。

最後に「卒園児の受入れ枠の設定」ですが、こちらは「保育内容の支援」と同様の3施設と連携を行う予定となっております。

続いて、「10 その他特記事項」に記載しております通り、「株式会社 きのふいる」は、株式会社スクルドアンドカンパニーとフランチャイズ契約を結んでおり、株式会社スクルドアンドカンパニーによるサポートを受けながら、小規模保育事業所を運営する計画でございます。

開業の研修やノウハウ等を記載したマニュアル・資料等の貸与をうけ、本部が指定する研修を受けた保育士が保育を行います。また、株式会社スクルドアンドカンパニーの運営実績については掲載のとおりでございます。

なお、本市にある施設で、フランチャイズ契約による運営はこの計画が初めてでございます。

15ページの詳細図をご覧ください。

本事業の計画地は、習志野台7丁目、市の東部地域に位置し、同じく、東葉高速線船橋日大前駅より西に約900m、徒歩約12分の立地となっております。

赤丸が計画地、青い四角が屋外遊戯場となる代替地、「北習志野第6号公園」、☆印が、連携施設となる「船橋くれよん保育園」でございます。「高根台文化こども園」と「習志野台幼稚園」については資料の左側上部にあります市の全体、市全域の地図の中に位置を記してございます。

以上が、「(仮称)スクルドエンジェル保育園船橋日大前園」についての説明でございます。

最後に、16ページをご覧ください。

「(仮称)ひなぎく保育園」についてご説明させていただきます。

運営事業者は、「学校法人 ひなぎく学園」となります。

「(仮称) ひなぎく保育園」は、設置法人が運営する「ひなぎく幼稚園」の施設内に保育所を設ける小規模保育事業所となります。

施設の周辺の待機児童の状況につきましては、そのほとんどが1・2歳児となっており、定員の拡大の必要な地域と考えております。

「3 認可定員」は、1歳が7名、2歳が8名の計15名となっております。

続いて、「4 開所時間」ですが、平日・土曜ともに朝7時30分から午後7時までの11時間30分間を予定しております。

「5 事業所の状況」の表中にございます屋外遊戯場については、同じ建物であるひなぎく幼稚園の園庭を使用します。

17ページをお開きください。

「8 職員」の項目のうち、(2)の施設長以外の職員の配置予定についてです。認可基準上、必要となる保育士の数は4人以上であり、計画では保育士を4名、保育補助を1名配置する予定となっておりますが、既に確保済みであることを確認しております。

続いて、「9 連携施設の設定状況」です。本事業については、設置法人が運営する「ひなぎく幼稚園」を連携施設として設定する予定となっております。「ひなぎく幼稚園」は、令和6年4月より運営時間、日数等を「(仮称) ひなぎく保育園」と同等の時間にする計画であり、連携施設としての要件を満たすものと考えております。

最後、19ページをご覧ください。

本事業の計画地は、海神4丁目、市の南部地域に位置し、京成線海神駅および東部アーバンパークライン新船橋駅からそれぞれ徒歩で約9分の位置にあります。

赤丸が計画地、☆印の場所が、連携施設となります「ひなぎく幼稚園」で、同じ建物でございます。日常の連携は十分に図られるものと考えております。

また、この図の中にもございます通り、計画地は、海神コミュニティの境に位置しておりまして、その上西部地区になりますが、塚田コミュニティに隣接しております。また、葛飾コミュニティにも近いところでございます。現在、ひなぎく幼稚園には、海神方面だけでなく、塚田・葛飾方面からの通園もありますことから、これらの地域の待機児童対策になるものと考えております

「(仮称) ひなぎく保育園」については、以上となります。

以上、大変、かけ足になりましたが、幼保連携型認定こども園1園、小規模保育事業3事業所、合計4施設の認可に関する説明となります。いずれの計画におきましても、ただ今、ご説明をさしあげた項目以外についても、認可基準に適合する適切な計画がなされていることは確認してございますことを申し添えます。説明は以上となります。

○中原会長

ありがとうございました。

子ども政策課長から4施設に関する説明がございました。最後にありましたように、参考資料1にあります、それぞれの設備基準に関しましては、確認をしてクリアしているということでございます。

ここから委員の皆様にご質問・ご意見等をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでござ

いますでしょうか。

会場の方はどうぞ挙手をお願いしたいと思います。またオンラインでご参加の委員の方はカメラに向かって挙手をしていただくか、手上げ機能でお知らせいただければご指名させていただきたいと思います。

横山委員をお願いします。

○横山委員

「スクルドエンジェル保育園」についてですが、今は屋外遊技場が無くても近所の公園を使って保育をするということが、一般的になっております。こちらも「北習志野台第6号公園」を設定しておられますが、今まで見てきた中でもかなりの数が「この公園を使います」と言っていて、いったいこの公園をいくつかの園が代替地として設定しているのか、この公園が密にならないか、取り合いにならないかと、とても不安なので、ざっと今までの経過を見られてきてこの公園を代替地に設定しているのが何園ぐらいあるか、分かったらうれしいなということと、今後代替地と設定してきたのならば、何園目であるか、とここに明記していただければどれくらいの混み具合か、というのが分かり、ありがたいなと思うのでお願い致します。

○中原会長

はい。この点のご指摘は以前もいただいていたと思います。代替施設個々には条件をクリアしておりますが、そういう意味では重ねてご質問がある点ですので、ぜひこれから把握をして、そのことについてはきちっと確認をしていくということが必要かと思えます。

現状ではいかがでしょうか。

○子ども政策課長

子ども政策課です。まず二つ目のご要望については把握していなくて失礼いたしました。次から記載をさせていただきます。この公園を代替園庭と設定しているところですが、今、船橋市で認可している小規模保育事業所のリストを確認しましたが、ここは初めてになります。この園庭ですが、私もストリートビューといいますか、航空写真で確認をただけで、あとは公園を画像として確認しただけですけれども、広さが1,986平米ございます。ほぼほぼ正方形の形でしたので、大体直線で、44から45メートル位の正方形なのかと思います。そんな形でかなり広いので、お隣に幼稚園があつたりしますが、近くの子どもが遊びに来ていたりとか、散歩に来ていたりとかはあるかもしれませんが、市で設定しているところはここが初めてですので、広さからみるとあまり窮屈にはならないのかなという感想は持っております。以上です。

○横山委員

はい。ありがとうございます。とても安心しました。

○中原会長

ありがとうございます。

次のご質問をお受けする前に、オンライン参加者の画面上に少し人数が増えたように思いますが、大沼委員が参加されたのか、ご説明をお願いしてもよろしいですか。

○事務局（子ども政策課長補佐）

はい。今オンライン上に参加されましたのでご紹介させていただきます。

和洋女子大学教授 大沼 良子（おおぬま よしこ）様でございます。

○大沼委員

申し訳ございませんでした。オンラインの接続がうまくいかず、参加が遅れてしまひまして申し訳ございません。以上です。

○中原会長

はい。ありがとうございます。大沼委員、分からないことがありましたら遠慮なくお知らせいただいて、一緒に進めていきたいと思ひます。会長の中原です。よろしくお願ひします。

はい、それではご質問ご意見等ございますでしょうか。

それでは、私から一つ、質問の仕方が難しいなと思ひていたのですけれども、認定こども園のこの幼稚園に関してですが、定員設定がかなり、その基準には沿っていますが、大きな施設だなあという印象がございます。この園は今まで幼稚園を経営されてきたと思うのですが、そこでの定員充足率というか、要するに保育のニーズに関して3～5ですか、年少、年中、年長のところでは、どうだったのかみたいな情報はございますか。これからのことも、見通しとして持つておく必要があるかと思うのですけれども。

○子ども政策課長

子ども政策課でございます。はい、いわゆる県が認可している幼稚園としての定員は370名定員ですけれども、今回この認定こども園移行に合わせて、今の入所児童を基準に設定した結果、270名としています。このうち2号認定した10名については、先程ご紹介させていただきましたが、長時間保育を既にやっている園ですので、その利用者の数を参考に、設定をさせていただいたという経緯がございます。以上です。

○中原会長

根拠があつてこういう定員になっているということは確認できているということですね。はい。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の議題でございます、当該幼保連携型認定こども園、小規模保育事業A型3施設につきまして、市長が認可することを適当とするという意見で、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。異議なしというところで、認めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

(3) 船橋市児童相談所の設置について (進捗報告)

○中原会長

それでは次に進みます。続いて議題の3点目でございます、船橋市児童相談所の設置について、家庭福祉課からご説明をお願いいたします。

○家庭福祉課長

家庭福祉課の大屋と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは今日は、児童相談所の設置に関する進捗状況についてご説明をいたします。

A4、1枚とA4カラー9ページの資料があるかと思いますが、先ずA4、1枚の資料をご覧ください。

令和8年度当初の開設を目指しております市児童相談所につきましては、専門職の採用や他自治体への派遣研修など、児相の運営に備えた準備と併せて施設整備も進めており、今日は基本設計の概要を中心にご説明をいたします。

市児童相談所の設計業務につきましては、基本実施設計を一体の業務として令和4年3月にプロポーザル方式により選定した業者と契約締結を行い、契約期間は令和5年9月15日までとしております。この度基本設計パートが完了し、「船橋市児童相談所基本設計の概要」として原稿をお手元のほうにお配りさせていただいております。それに基づいてご説明をさせていただきますので、カラーの参考資料のほうに一度変えていただければと思います。

まず、最初のページはパンフレットの表紙にあたる部分になりますが、建物東側の上空から見たイメージパースを掲載しております。

ページめくりまして、2ページ目をご覧ください。

まず「基本方針」として、市児童相談所の目指すべき姿を、令和3年7月に策定しました「船橋市児童相談所基本構想」より引用し記載しています。

次に、7つの設計方針として、相談者や一時保護所を利用する子どもたちにとって安全・安心な施設になるよう、設計における7つの基本的な考え方を記載しております。

内容につきましては、安全・安心の確保、一時保護所における快適な居住性、来所者や保護児童のプライバシーの確保、周辺環境への配慮、職員の働きやすさへの配慮、環境への配慮、災害時における施設機能の維持となっております。

次に、施設概要といたしまして、施設の基本情報と船橋市全域からみた児童相談所の位置が分かる地図を掲載しております。建設地は船橋市若松2丁目1番16で、敷地面積は3086.21㎡、建物は鉄筋コンクリート造、地上3階建てで延べ床面積は3,650㎡です。児童相談所エリアと一時保護所エリアに配置される部屋等については、この後ご説明させていただきますが、一時保護所の定員は32名としております。

次に、計画地ですが、JR南船橋駅南口にある市有地東側の駅から見ると一番奥になり手前は高齢者福祉施設となります。資料にはその周辺環境等が分かる地図を掲載しております。

ページをめくりまして3、4ページをご覧ください。

土地利用計画として敷地図面と建物の位置を掲載しております。

まず、建物東側、図面右側の道路を敷地への入口とし、歩行者の動線を赤色で、車の動線を緑色に色分けして、建物入口までの動線を記載しております。また、一時保護所の安全性を確保するため関係者のみが利用できる管理区域をオレンジ色でお示ししております。

なお、管理区域については一時保護所を示しますことから、連れ戻しのリスクや児童のプライバシーに配慮する必要があり、子どもの安全を確保する観点から詳細は非公表とさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

下段に書かれている5つのポイントにつきましては、1ページの7つの設計方針を個別・具体化した内容となっております。特に安全・安心な施設に関しては、一時保護所出入口の安全性を確保するため、関係者以外が立ち入ることができない管理区域を設けカードキーやテンキーを使った電気錠や防犯カメラ、センサー等を導入したいというふうに考えております。

また、災害対策として、高潮・洪水等のリスクを考慮し、出入口に止水版を設けます。ページが前後して申し訳ございませんが、8ページを開いていただきたいと思います。

一時保護所は浸水被害等から保護している子どもたちの生活を守り維持できますよう、2階・3階としています。また、生活維持に必要となる防災備蓄倉庫、非常用発電機等も2階以上に配置したいというふうに考えております。

それではページを戻りまして、5ページ、6ページをご覧ください。

施設計画として1階平面図を掲載しております。

各エリアの性格が分かるよう、事務室などの職員用のエリアを児童相談所の管理区域として青色に、面接室などの一般の方が利用するエリアを児童相談所の一般区域として緑色に、親子交流スペースはピンク色に、一時保護所エリアはオレンジ色に色分けをしております。

なお、1階の一時保護所エリアは先ほどお話ししましたように、子どもの安全とプライバシーの確保のため、詳細は非公表とご説明致しましたが、1階のこのエリアには一時保護所の出入口、職員用通用口、食材等を搬入するエレベーターなどのスペースとなる見込みでございます。

図面中央、児童相談所事務室ですが、子どもや子育ての悩みに対応し見守りや寄り添い支援の役割を担う家庭児童相談室部門と児童虐待への対応・指導、場合によっては介入や措置機能を担う児童相談所部門の連携を取りやすくするため、事務室を一体化しております。

また、将来的な職員増を見込み、余裕をもったスペースとしております。さらに隣接するファイル室の壁はパーティションとし、事務室を拡張し易いレイアウトとしております。

図面の事務室の左隣にあります多目的室についてですが、多目的室1については緊急受理会議や援助方針会議など、ある程度の職員が集まる会議の場として、また2については主に日常的な職員の打合せや作業スペースなどとして利用する予定でございます。

図面下の面接室につきましては、児童相談所の最も重要な相談業務を行う場となりますことから、十分な部屋数となるよう16室を確保するとともに、相談者や相談内容に合わせて面接室ごとに仕様を変えることで、相談の質の向上を図りたいと考えております。

図面右上は親子交流スペースです。

児童相談所の待合・休憩スペースとしての利用の他、情報発信や親子を対象としたイベントの開催など、多用途の利用を想定しており、市民が利用しやすいよう正面玄関付近、エントランスホールに隣接した位置に配置致しております。

ページめくりまして7ページ、8ページをご覧ください。

2階3階の平面図を掲載しております。

2階につきましては、児童相談所の階段とエレベーターを除いて、全て一時保護所となりますので、詳細は非公表となります。このため、一時保護所がどのような施設であるか少しでもイメージしていただけますよう、食堂やリビング、学習室のイラストを掲載させていただきました。

3階につきましても、一時保護所部分は非公表としておりますが、児童相談所として使用する集団面接室やファイル室、また一時保護所の園庭や屋上緑化等を掲載しております。

一時保護所内に整備する主要な部屋等は7ページ平面図内の赤い罫線で囲んだ中に記載しております。子どもたちの居室はプライバシーに配慮し、個室を基本とするほか、学齢児以上の子どもについては男女別に居室エリアを設定しますが、入所人数によって男女のエリアを調整できるよう廊下に可動式の間仕切りを計画しています。これにより男女比によらず入所児童をいつでも定員に近い状態で受け入れられることができるようになります。また、子どもたちがくつろげるよう、ラウンジやリビングスペースを設けるほか、屋内外で体を動かすことができるよう体育室や中庭、園庭を設けます。

なお、周辺の高層建物からの視線の配慮と入所児童の安全確保のため3階の園庭や屋上緑化周りには高さ2.5メートルの目隠し壁を設ける予定であります。

空調室外機や受変電設備等は3階の屋上に設置しますが、周囲の景観に配慮し、目隠しパネルを設ける計画となっております。

それでは9ページをご覧ください。

パンフレットの裏表紙になる部分です。外観イメージとして地上から見たイメージパースを掲載しております。

最後に、令和8年度の開設までの建設に関するスケジュールを掲載しております。現在、実施設計に着手しており、令和5年9月15日までに実施設計を完了させ、その後、工事の発注準備にとりかかり、令和6年第1回船橋市議会の定例会で工事契約の議決をいただきたいというふうに考えております。そして令和6年4月より本工事を開始し、令和7年12月までに工事を完了して、令和8年1月から3か月の準備期間を経まして、令和8年4月開設という計画になっております。

基本設計の概要に関する説明は以上になります。

それではもう一度ペラ 1 枚の方の資料にお戻りいただきたいと思います。

児相の組織体制についてご説明させていただきます。3の組織図をご覧ください。昨年もご説明させていただきましたとおり、本市の児童相談所は、寄り添い型の支援を行う家庭児童相談室機能も有しますので、児童相談所と家庭児童相談室を一体化した家族支援課 8 係と一時保護所の運営にあたる一時保護課 4 係の所長以下 2 課 1 2 係を想定しているところです。職員規模はあくまで現時点での数字ですけれども、常勤・非常勤の合計で 1 5 0 人程度の配置を計画しております。

次に裏面の全体スケジュールをご覧ください。

こちらも基本的には昨年お示し致しました工程と同じものであります。いまのところ各業務についてはほぼスケジュール通りに進捗しております。上から二つ目の人材確保につきましても、県から派遣していただく職員について現在も協議を継続しているところではあります。総務部において、市職員による増員をさらに進めていただき、他自治体の児童相談所への派遣研修も行いながら必要な人員体制確保に向けた職員の配置を行ってまいりたいと考えている状況です。家庭福祉課からは以上です。

○中原会長

はい、ご説明ありがとうございました。いま家庭福祉課長から資料を基に説明がございましたけれども、ご質問ご意見等承りたいと思います。いかがでしょうか。

では、ひとつ私から。令和 4 年からですかね、ご検討お進めいただいて、開設される日を本当にこう待ち望んでいるところですが、例えば一時保護所の定員 3 2 という数字は何らか根拠があってお示しいただいているのか、ご検討の中で船橋市の状況として、この定員がというような、何か経緯があるのか、そのあたり今日はじめて数字としてお知らせいただいたので、検討経緯の中で、そうした背景等検討されているようでしたら教えていただきたいのですけれども。いかがでしょうか。

○家庭福祉課長

家庭福祉課です。一時保護の定員設定というのは本当に難しく、これは先ほどお話しした令和 3 年の基本構想策定の時点で、おおむねこの数字を見込んだものですが、今市川児童相談所の一時保護所の定員が、市川児童相談所の管下、船橋・市川・鎌ヶ谷・浦安この 4 市かと思いますが、2 8 名というふうに伺っております。そうした中で、その 4 0 % だと、十何人という数字になるのですけれども、実は児童虐待相談件数は毎年、その年が最高という数を更新しております。

それと実際の市川児童相談所さんの一時保護の定員の数をはるかに上回っているという状況を、非公表ではありますが内内で確認をしている状況です。そうした中で、市川児相の虐待相談件数の 4 割程度は船橋の子どもたち、船橋のご家庭でという中で、一時保護所に関しては相談件数以上に船橋のお子さんが多いということはもう 5 割近いのかなという中で、いろいろな制約、敷地であるとか、予算であるとかの中で、め

いっぱい取れる人数というところで、32名を設定させていただきました。

それと、他の児童相談所を視察させていただいて、部屋数は今回32なのですけれども、男女をそもそも16・16というふうに分けるのではなくて、可動式の壁を入れることで、ある程度、一時保護所の入所数というのは毎日動きますので、男性が多いときはちょっと女性の方に仕切りを寄せるといった工夫で対応することにより32人でいけるのではないかと。ということで32人に設定させていただきました。

以上でございます。

○中原会長

はい。ありがとうございます。今他の児童相談所で起こっている課題を、やはり把握をしたうえで新しい計画に反映させていくということが、大変重要なことというふうに思っていますので、今ご説明いただいたような視点でこれからもご検討を進めていってもらえたらと思います。その点で児玉委員からお願いいたします。

○児玉委員

市川児童相談所船橋支所の児玉です。よろしくお願いたします。

一時保護所の定員についてですけれども、家庭福祉課長の方からもご説明いただいたように、現状、市川児童相談所の一時保護所の定員は28名ですけれども、定員超過が慢性的に続いておりますので、この定員32名というのが妥当かどうかということとはともかくとして、余裕を持った数字が必要だろうと思っております。

その中で、例えば先ほどの男女比のように、男女比をフレキシブルに変えられるようにというような工夫はとても大事なことかなと思っております。市川児相においても、居室が充分でも男女比の関係や、幼児と、学齢児の関係等で思うようにスペースを確保出来ないという現状も起きておりますので、使い勝手がいいような、保護所の運営はとても重要になってくるのかなと思っております。

私の方から、設計の部分で少し質問というか、この一時保護所の子どもたちの活動のスペースとしてこの設計ですと、3階というか、屋上の園庭が唯一ということになるのかなと思うのですけれども、広さが充分かどうかというところがちょっと気になるところであります、子どもたちが一時保護所の中で閉塞的な生活になりますので、やはり体力のことも含めて、発散する場というのは非常に大事になってくるというところで、そういう場所をどれだけ確保できるか、あるいはその建物の中で確保できないとすればどんなふうに解消していくかということは、重要になってくるのかなと思います。

現在の市川児童相談所の方でも、中庭で活動をしたり、講堂を体育館として使っているのですけれども、なかなかそれでもちょっと運動の機会が充分設けなかったりということで苦労しているのです、この辺りをどういうふうに解消していくか、何かご計画やお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それからもう一点、今度は組織の関係ですが、職員確保について本当に今県の児相も非常に苦労しているところなので、同じ悩みを抱えていると思っております。先般の医師会の勉強会でも少しお話をさせていただきましたけれども、いわゆる一般の職員だけではなくて、専門職、医師とか弁護士さんの確保も非常に重要になってくるのかなとい

うふうに思っておりますので、もしそのあたり何か進捗があれば教えていただきたいなと思っております。以上になります。

○中原会長

では、ただいま二点ご質問いただきましたので、これに関しましていかがでしょうか。

○家庭福祉課長

家庭福祉課です。

子どもたちの体を動かす場の確保ということで、すみません分かりづらい平面図になっておりますが、3階のオレンジの部分ここは吹き抜けのある体育室の予定です。

あともう一点、2ページの計画地の地図を見ていただきたいのですが、児童相談所の下に保育園というのがありまして、その隣、記載がないですけど建物が二つ並んでいますが、その保育園の隣の施設が、私たちと同じ子育て支援部が所管する児童ホームになります。まだこれからの協議になりますが、児童ホームは体育室等備えておりますので、利用状況などを確認させていただいて、そういったところとも道路を挟んで、車が入ってこない道路ですので、活用できないかということも協議したいと考えております。

あと専門職ですけれども、どうしても児童福祉司、心理士、それから児童指導員の方にまだまだ私たちも目が向き、こちらの方に集中してしまっていて、必要定数の中に医師、弁護士、警察官は入れているのですけれども、そちらの方との協議がまだできていない状況ですので、今後の課題であるかなという状況です。以上です。

○中原会長

はい、ありがとうございます。本当にこれからの、児童相談所の姿の中に何が必要かということをやはり難しいとは思いますが、入れ込みながらどう計画を固めていくかというところで、ぜひ皆さんのお知恵を合わせてお願いしたいと思います。

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。松本委員お願いします。

○松本委員

医師会の松本です。よろしくお願いいたします。資料2裏の一番下に、AIを活用したリスク判定というのがありまして、非常にいいなというふうに、以前も構想委員会に参加させていただいた時からちょっと触れたりもしましたが、やはり今人材確保の問題もありましたけれども、それを助ける意味でもやはりIT化はやはり必要だと思いますので、設備もいろいろなものを置かないといけない、サーバーですとか、配線ですとか、場所が必要になると思うので、今後のIT化に備えて施設を造らないと、後から入れようとすると結構いろんなものが目に見えちゃったり、子どもが触れるところに何か置かなきゃいけなかったり、そういうことが出てくると思いますので、そのあたりをよろしくお願いします。ぜひIT化して少しでも働いている方の負担が減るよう新しい児相でするので、目指して頂けたらと思います。以上です。

○中原会長

ありがとうございます。オンラインでご参加の委員の皆様からはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。また今後も進捗がありましたら教えていただきながら進めていただければありがたいと思います。

それでは本日の議事は以上となります。少し時間が過ぎてしまいましたが、皆さんご協力いただきましてありがとうございます。では事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

3. 閉会

○事務局（子ども政策課課長補佐）

ご審議ありがとうございました。この児童福祉専門分科会につきましては、令和2年度より書面会議が続き、今回初めて集合・オンライン複合形式で開催することができました。運営に不慣れなところがございますご不便をおかけしまして誠に申し訳ございませんでした。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

次回の開催でございますが、日程は未定となっております。開催通知及び出・欠席については改めて事務局よりご連絡いたしますので、その際にご予定くださいますようによくお願い致します。事務局からは以上となります。

○中原会長

ありがとうございます。

児童相談所の件もそうですけれども、不適切保育の問題が様々な所で取り上げられておりますので、船橋市の状況を把握しながら、検討していく必要があると思っております。次回開催の際には、そうした視点も持って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。皆様ありがとうございました。